

注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus サステナビリティ報告

GHGプロトコルが「スコープ2ガイダンス」改正案のコンサルテーションを開始

目次

背景

改正案

発行日およびコンサルテーション期限

詳細情報

このiGAAP in Focusは、温室効果ガス（GHG）プロトコルが2025年10月20日に公表した「[パブリックコンサルテーション-スコープ2（Public Consultation-Scope 2）](#)」の概要を示しています。

- GHGプロトコルは、「スコープ2ガイダンス」の改正案に関するパブリックコンサルテーションを開始しました
- 「スコープ2ガイダンス」に関するコンサルテーションの焦点は、帰属的（attributional）バリュー・チェーンの枠組み内での、ロケーション基準手法（a location-based method）およびマーケット基準手法（a market-based method）に関するものです
- 同時に、GHGプロトコルは、[電力セクターの帰結的手法（consequential methods）](#)についてもコンサルテーションを実施しており、企業のインベントリ外の排出影響の報告要件を策定する、アクションおよび市場性商品（Actions and Market Instrument；AMI）の専門作業部会（Technical Working Group；TWG）への情報提供を目的としています¹
- 改正「スコープ2ガイダンス」の発効日は提案されていません
- コンサルテーション期間は2025年12月19日までです。

背景

GHG排出量の測定および報告について、広く受け入れられる世界的な枠組みを構築することを目的とし、企業の報告枠組みの中で温室効果ガス（GHG）排出量の測定と開示に関する指針を提供するため、GHGプロトコルは1997年に導入されました。

GHGとは、地球温暖化の原因となるガスの総称です。それぞれのガスは大気への影響度が異なり、その度合いは地球温暖化係数（GWP）として定義されています。GWPで調整することで、GHGをCO₂相当（CO₂e）として知られる総量として報告することが可能となります。これによって、GHGの影響を共通の基準で評価できるようになります。

詳細については、次のWebサイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

¹ 本書はスコープ2のコンサルテーションに焦点を当てています。

GHGプロトコルは、以下の通り、複数の基準および関連するガイドンスで構成されています。

- 「温室効果ガスプロトコル」：「GHGプロトコル事業者排出量算定報告基準（コーポレート基準）」、2001年に初版が発行され、2004年に改訂
- 「GHGプロトコルスコープ2ガイドンス」：「GHGプロトコル事業者排出量算定基準の改正（スコープ2ガイドンス）」、2015年発行
- 「企業のバリュー・チェーン（スコープ3）算定と報告の基準」：「GHGプロトコル企業の算定・報告基準（スコープ3基準）」の補遺、2011年発行。

「スコープ2ガイドンス」に関するコンサルテーションでは、スコープ2のコーポレート（企業）インベントリ算定に対する改正案について意見を求めています。²帰属的バリュー・チェーンの枠組み内での、ロケーション基準手法とマーケット基準手法に焦点を当てています。

改正案

ロケーション基準手法およびマーケット基準手法の定義ならびに目的の改正案

GHGプロトコルは、スコープ2、ロケーション基準手法およびマーケット基準手法の定義について、企業のバリュー・チェーンに物理的に接続された電力発電プロセスからの排出量を反映するべきであることを明確にするため、更新案を提案しています。

定義の改正案は以下の通りです。

- 「*スコープ2*」：改正案では、スコープ2排出量の定義をより明確化し、帰属的バリュー・チェーンのGHGインベントリにおける役割を強調するものとなっています。スコープ2には、企業のバリュー・チェーンに物理的に接続された電力発電プロセスからの排出のみを含めるべきであり、関連のない排出は除外すべきであることを明確にします。
- 「*ロケーション基準手法*」：従来は特定の地理的境界における平均的な発電排出係数で定義されていましたが、改正案では、排出量は消費が発生する時間と場所で物理的に供給された発電を反映すべきであると明記され、輸入、輸出電力をロケーション基準の排出係数の計算に含めることが明示的に推奨されています。
- 「*マーケット基準手法*」：改正案では、割当の基礎として契約上の手段（Contractual instrument）を維持する一方で、基礎となる電力を企業の消費に紐づける同時同量または供給可能性の要件を明確に規定することが提案されています。

さらに、GHGプロトコルは、GHG算定および報告の原則との整合性を高めるため、各手法の意図された目的を明確化するよう、「スコープ2ガイドンス」の改正を提案しています。改正案におけるロケーション基準手法の目的は以下を含んでいます。

- 電力系統から供給される電気への物理的な需要への企業の貢献度に基づいて排出量を配分する
- 電力系統から供給される電気の消費に関連するリスクと機会の評価を行う
- 排出削減計画の策定や削減目標設定を可能にする
- 比較可能性を向上させる。

マーケット基準手法の提案されている目的は以下を含んでいます。

- 電力供給との物理的および契約上の関係に基づいて排出量を推定する
- 電力供給事業者や発電資源の構成に影響を与える
- 契約関係に関連するリスクと機会の評価を行う
- 排出削減計画の策定や削減目標設定を可能にする
- 政策への関与を奨励するインセンティブとなる。

提案されたロケーション基準手法の更新

ロケーション基準に基づく排出係数とエラルキーの更新案

GHGプロトコルは、ロケーション基準手法の要求事項を見直し、空間的および時間的な粒度に関するより具体的なガイドンスを提供する、新しい排出係数とエラルキーに焦点を当てることを提案しています。企業は、まず最も高精度なロケーション情報（すなわち空間的境界（spatial boundary））に基づく排出係数を優先し、次に最も精緻な時間的マッチング（すなわち時間的粒度）に基づく排出係数を使用することが求められます。

さらに、提案された新しい排出係数とエラルキーは、「生産ベース」係数と「消費ベース」係数を区別し、消費ベースの係数を優先することが示されています。生産ベースの係数はその地域内の発電資源のみの平均値を用いて算出し、消費ベースの係数は、地域間の電力の輸入、輸出も加味して算出されます。

² コーポレート（企業）インベントリ算定は、定義された組織境界内で企業のGHG排出量を定量化するプロセスです。

「アクセス可能」の定義の追加案

GHGプロトコルは、ロケーション基準手法による排出係数源のためのアクセス可能性の新しい概念の導入を提案しています。アクセス可能な排出係数とは、公的に入手可能で、自由に使用でき、信頼できる情報源からの排出係数と定義されます。企業は、パブリックドメインで自由にアクセスできる係数を超える係数を使用することを要求されません。

活動データ（activity data）も利用可能な、アクセス可能な最も正確なロケーション基準手法排出係数を使用する要求案

GHGプロトコルは、企業がアクセス可能なヒエラルキーで最も正確なロケーション基準手法排出係数を使用すべきであり、利用可能な活動データと同じ精度に整合させるべきであることを明確にすることを提案しています。

ロケーション基準手法更新のための実現可能性を高める措置を含める提案

GHGプロトコルは、ロケーション基準手法について以下の実現可能性を高めるオプションを提案しています。

- 時間単位の活動データにアクセスできない企業が、月次または年次データから時間単位のデータに近似できるようにするための**ロードプロファイル（Load profiles）**。この提案では、ロードプロファイルのヒエラルキーが企業の指針となります。
- 新しい要求事項への移行を促進するための**段階的な適用ルール（Phased implementation rules）**。GHGプロトコルのガバナンスプロセスを経て承認され、改正された「スコープ2ガイドンス」が公表された後、適用は複数年にわたって段階的に行われる可能性があります。段階的な発効日は、企業、データ提供者、ユーティリティ、サービスプラットフォームに、早期適用の選択肢とともに、ツールを適応させ、開発する時間を与えます。

マーケット基準手法更新案

スコープ2品質基準4の更新案

GHGプロトコルでは、契約証書を使用する企業に対し、時間単位の電力消費量と整合させることを提案しています。この要求事項は、契約証書にのみ適用され、残余ミックスやその他の規定値係数を用いて報告される合計には適用されません。時間単位の整合（hourly matching）を実用的かつ利用しやすいものにするため、この提案では、企業がロードプロファイル（1日および年間を通じて電力使用量および発電量がどのように増減するかを示す時間単位の曲線）を使用することを認めるものとなっています。

スコープ2品質基準5の更新案

GHGプロトコルは、供給可能性（deliverability）を反映するために市場境界を再定義する更新を提案しています。言い換えれば、発電業者からの電力が、電氣的に接続されたグリッドを通じて企業に供給されるミックスの一部となる可能性があるということです。一部の法域では、国境は依然として提供可能な境界に近いものの、グリッドの運用や相互接続が国境と異なる場合には、定義された市場境界はこれを反映します。定義された境界の外では、隣接するグリッド間の利用可能な送電容量の価格ベースの指標、または発電から負担までの物理的な供給を示す契約/証書によっても、供給可能性が証明される場合があります。

標準供給サービス（Standard Supply Service ; SSS）に関する新たなガイドンス案

GHGプロトコルは、既定のユーティリティまたは政府のクリーンエネルギー計画を通じて供給されるような、公的資金による、義務化された、または共有された資源からの電力をどのように算定するかについて、世界的に適用可能な規則を提供する新たなガイドンスを提案します。このアプローチは、企業が共有または公的に支援された資源からの電力をどのように算定できるかを明確にし、過大または重複した報告を防ぐのに役立ちます。複数の消費者がこれらの資源に資金的に貢献しているため、SSSは、各企業が電力使用に基づいて公正な比例割合のみを主張できるようにすることを目指しています。企業が割合を主張しないことを選択した場合、当該割合は、他の企業による主張を立証するために移転または使用されることはありません。

残余ミックス排出係数の定義の更新案

GHGプロトコルは、SSSが自発的に主張される契約証書とともに残余ミックスから除外されるべきであることに対応する、残余ミックス排出係数の更新された定義を提案しています。提案された更新では、残余ミックス排出係数は関連する市場境界で利用可能な最高の時間的精度を反映すべきですが、時間単位の整合は要求されないことを明確にします。

残余ミックス排出係数が利用できない場合の化石燃料ベース排出係数の使用に関する新たな要求案

GHGプロトコルは、グリッド平均排出係数を使用するオプションを廃止する更新を提案しています。SSSまたは任意の契約証書と整合しない消費については、企業は、すべての主張されたおよびSSSの契約証書を除外した残余ミックス排出係数を使用するか、または既存の、化石のみのグリッド平均、またはガス、石油または石炭のような化石排出係数のいずれかを使用しなければなりません。

マーケット基準手法更新のために提案された実現可能性に関する措置

GHGプロトコルは、マーケット基準手法の更新のために、以下の実現可能性に関するオプションを提案しています。

- 時間単位の活動データまたは時間単位の契約証書にアクセスできない企業が、月次または年次データから時間単位のデータに近似できるようにするための**ロードブックファイル**。
- 新しい要求事項への移行を促進するための**段階的な適用ルール**。GHGプロトコルのガバナンスプロセスを経て承認され、改正された「スコープ2ガイダンス」が公表された後、適用は複数年にわたって段階的に行われる可能性があります。段階的な発効日は、企業、データ提供者、ユーティリティ、サービスプラットフォームに、早期適用の選択肢とともに、ツールを適応させ、開発する時間を与えます。
- 特定の閾値を下回る企業を時間的マッチング要件から免除するための**免除閾値**。
- 既存のスコープ2算定ルールの下で行われた投資を認識するための**レガシー条項**。

発効日およびコンサルテーション期限

コンサルテーションには、発効日の提案は含まれていません。改正された「スコープ2ガイダンス」が2027年に公表される場合、どの発効日が適切かという質問がコンサルテーションに含まれています。

スコープ2のコンサルテーションと、それに伴う電力セクターの排出影響に関するコンサルテーションの期限は、2025年12月19日に終了します。パブリックコンサルテーション期間の終了後、パブリックコンサルテーションのプロセスを通じて提出されたすべてのフィードバックは、GHGプロトコルの基準開発・改正手順およびその意思決定規程とヒエラルキー（GHGプロトコルの[ガバナンスの概要](#)の付属書Aに記載）に沿って評価されます。

Further information

If you have any questions about the consultation, please speak to your usual Deloitte contact or get in touch with a contact identified in this *iGAAP in Focus*

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of accounting and financial reporting literature. [iGAAP on DART](#) allows access to the full IFRS Standards, linking to and from:

- Deloitte's authoritative, up-to-date, iGAAP manuals which provide guidance for reporting under IFRS Standards
- illustrative financial statements for entities reporting under IFRS Accounting Standards.

In addition, our [sustainability reporting](#) volumes of iGAAP provide guidance on disclosure requirements and recommendations which businesses must consider in light of the broader environmental, social and governance matters which can significantly drive the value of an entity.

To apply for a subscription to iGAAP on DART, click [here](#) to start the application process and select the iGAAP package. For more information about iGAAP on DART, including pricing of the subscription packages, click [here](#).

Key contacts

Global IFRS and Corporate Reporting Leader

Veronica Poole

ifrglobalofficeuk@deloitte.co.uk

IFRS Centres of Excellence		
Americas		
<i>Argentina</i>	Fernando Lattuca	arifrscoe@deloitte.com
<i>Canada</i>	Karen Higgins	ifrsca@deloitte.ca
<i>Mexico</i>	Kevin Nishimura	mx_ifrs_coe@deloittemx.com
<i>United States</i>	Magnus Orrell Ignacio Perez	iasplus-us@deloitte.com iasplus-us@deloitte.com
Asia-Pacific		
<i>Australia</i>	Anna Crawford	ifrs@deloitte.com.au
<i>China</i>	Mateusz Lasik	ifrs@deloitte.com.cn
<i>Japan</i>	Kenichi Yoshimura	ifrs@tohmatsumi.co.jp
<i>Singapore</i>	Lin Leng Soh	ifrs-sg@deloitte.com
Europe-Africa		
<i>Belgium</i>	Thomas Carlier	ifrs-belgium@deloitte.com
<i>Denmark</i>	Søren Nielsen	ifrs@deloitte.dk
<i>France</i>	Aude Pinon	ifrs@deloitte.fr
<i>Germany</i>	Jens Berger	ifrs@deloitte.de
<i>Italy</i>	Massimiliano Semprini	ifrs-it@deloitte.it
<i>Luxembourg</i>	Jeremy Pages	ifrs@deloitte.lu
<i>Netherlands</i>	Henri Venter	ifrs@deloitte.nl
<i>South Africa</i>	Nita Ranchod	ifrs@deloitte.co.za
<i>Spain</i>	José Luis Daroca	ifrs@deloitte.es
<i>Sweden</i>	Fredrik Walmeus	seifrs@deloitte.se
<i>Switzerland</i>	Nadine Kusche	ifrsdesk@deloitte.ch
<i>United Kingdom</i>	Linda Riedel	deloitteifrs@deloitte.co.uk

原文（英語）：

[iGAAP in Focus — GHG Protocol consults on amendments to its 'Scope 2 Guidance'](#)

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301